

外国人居留地の構造

—横浜と神戸—

藤岡ひろ子

- I. はじめに
- II. 問題の設定と方法
- III. 横浜の貿易業務地区とその構造
 - (1) 日本人商業地区の設定
 - (2) 関内居留地とその主要機能
—1885年—
 - (3) 関内居留地の土地利用と機能分化
—1885年—
 - (4) 山手居留地の土地利用変化
- IV. 居留地立地による神戸市街地の構造変化
 - (1) 神戸居留地の設定
 - (2) 居留地の内部構造—1885年—
 - (3) 居留地の土地利用の特性—1885年—
 - (4) 居留地の立地による都市の構造変化
- V. むすび

I. はじめに

安政仮条約（1858年）の締結後、わが国の長崎、神戸、新潟、横浜、函館の5港と、江戸、大阪に「外国人居留地」の設定が取り決められた¹⁾。欧米諸国の経済の変化をきっかけとして、その植民政策は、19世紀から20世紀初頭にかけて、アジア各地の都市を拠点として展開され、欧米の核心地とそれらを結ぶ経済のネットワークが生み出された。中国大陸では租界²⁾ という外国人居留地が各地に形成されたが、それと類似のパターンを移植するための外圧が、わが国にも波及した。日本の居留地は、欧米に核心をもつ一連の大きい経済システムの中に取り込まれた極東の都市群として捉えることができよう。

横浜居留地の位置、計画、構造は、江戸に近いだけに、幕府によってきわめて慎重に討議された。開港は不可避のものであることを前提として、旧神奈川宿から遠ざかった横浜の海浜を整備して、1859（安政6）年に多国籍の居留民を導入した。

神戸は、その設定の時期をやや遅らせたが、1868（明治元）年をもって開港し、横浜と同じく江戸時代の核心地から約4km東の寒村に居留地を形成した。河川の付け替え、土地造成はすべて日本政府の指示により、外国人技師のプランによって進められた³⁾。

東北日本を代表する横浜、西南日本を代表する神戸は、ともに世界的貿易都市として発展したが、その原核はいずれも幕末、明治の「外国人居留地」にあった。A. D. King⁴⁾の指摘するように、現在地球の規模の経済の基盤となるような都市の問題を理解するためには、その植民時代の過去に遡らなければならない。現在までに、わが国の居留地研究は歴史学、社会学、建築学から多角的な業績が重ねられてきたので、それらの貴重な業績を追い、地域の再検討、再構築を試みることは、歴史地理学の重要な課題と考える。

II. 問題の設定と方法

わが国の外国人居留地は Foreign Settlement の訳である。イギリスが世界各地域で経営した居留地の先例には Settlement と Concession の2種類がある⁵⁾。前者は永代借地する外国人が原所有者と直接交渉を行ない、領事や地方行政

当局がその手続きに便宜をはかるものであり、後者は居留地を設定する政府が、相手国政府から一括して土地の永代借地手続きを行ない、設定国の領事を通じて各個人に払い下げの手続きがとられるものとされている。

わが国の場合、居留地は Settlement とされているが、実際には、土地の原所有者との直接交渉は避けている。また、買い上げた土地の処分権を各国領事に与えてはいない。横浜の第一回地所規則（神奈川地所規則⁹⁾）は、上海における第二回土地章程を根拠として作られたものであった⁷⁾が、幕府の外交努力により、わが国居留地では、大陸の先例に比べて政府の主体性がかなり認められている。

居留地制度下では条約国は、①居留地内での自治行政権の行使、②領事裁判権の行使、③協定関税率（わが国には関税率の決定権がない）などの3つを行使するのが一般的であった。本稿では、横浜と神戸の居留地の研究に当たり、次の2つの問題、すなわち①わが国最大規模の居留地としての横浜の中心性と、居留地制度下の貿易業務地区とその構造、②神戸居留地の立地による港湾都市の構造変化、に重点を置いて分析を進める。

1870年代に世界の主要都市が電信によって連結されたとはいえ、当時の貿易はまだ遠隔地交易であった。そのために、各国商社は独自の情報網を持たねばならなかった。領事は居留地で司法権を行使するとともに、組織的に情報を集めて商社に提供する重要な役割を果たさねばならなかった⁸⁾。ここでは、当時の状況を知る手がかりとして、入手し得る「領事報告⁹⁾」を参考とした。また、外国人の手によって出版された新聞、名簿 (Directory) などは、居留地内部の構造を知る資料として重要である。

居留地制度は横浜では約40年、神戸では約30年の歴史を持ち、幕末と明治前期、明治後期ではその地域性に変化を生じている。ここでは、安政仮条約締結後、約4分の1世紀を経た1885（明治18）年を基準として、居留地の構造や、その周辺部の都市の形態に注目した。居留地条

約の取り決めに、大陸の先例にあった「阿片取引¹⁰⁾」が排除された¹¹⁾ことと、1875（明治8）年には外国駐屯軍の撤退を実現したことにより、1885（明治18）年の時期には、不平等条約の制約下にあったとはいえ、その貿易はかなり正常に進行していたものと考えられる。

この時期の輸出は、横浜では絹を筆頭に、茶・米・銅・乾魚が上位を占め、神戸では茶・銅・乾魚・石炭が上位を占めていた。輸入では、両港とも綿製品、毛織物など繊維製品が重要であった。この時期には、従来のイギリスに代わってアメリカとの取引が第1位を占めるようになったことが注目される。開港時は取引の主体はまったく外商の側にあったが、わが国商人も、「生糸改会社規則¹²⁾」（1873年）などの制定の例のように、積極的に有力商人が結束することによって、貿易の正常化への方向をさぐった。

III. 横浜の貿易業務地区とその構造

アメリカ・イギリスの代表は旧宿場町の神奈川開港を主張したが、幕府はそれらの外国人の意見の実現に先立ち、横浜を第一候補地と考えており、1860（万延元）年には、事実上そこを開港場と定めた。これに対して、3国は横浜が交通の利便がよくないことを理由として、すでに神奈川に領事館などを配置していた。しかし、幕府は港湾都市としての発展を予想すれば、横浜が地形的に勝れていることを主張し、外国側はその主張と幕府の計画の先行に押されて、最終的には横浜での居留地設定を了承した。

開港当時の居留地の基本的地盤は、戸数約100戸の横浜村と、埋立地の太田屋新田（1804～18年埋立て）から成っていた。低湿な地域が多く、一部の新田の埋立ては未完のままであった。後背地には吉田新田（1659～1667年埋立て）があり、これらを併せて整備して、居留地とその周辺に諸外国の居留民とわが国の商人団を導入する構想で、幕府は開港場建設を実施した¹³⁾。「横浜村并近傍之図」¹⁴⁾の中に「安政六年六月二日、横浜開港以来漸次市街を成し、近傍の野地も山岳を削り、海沼を埋め……」とあり、

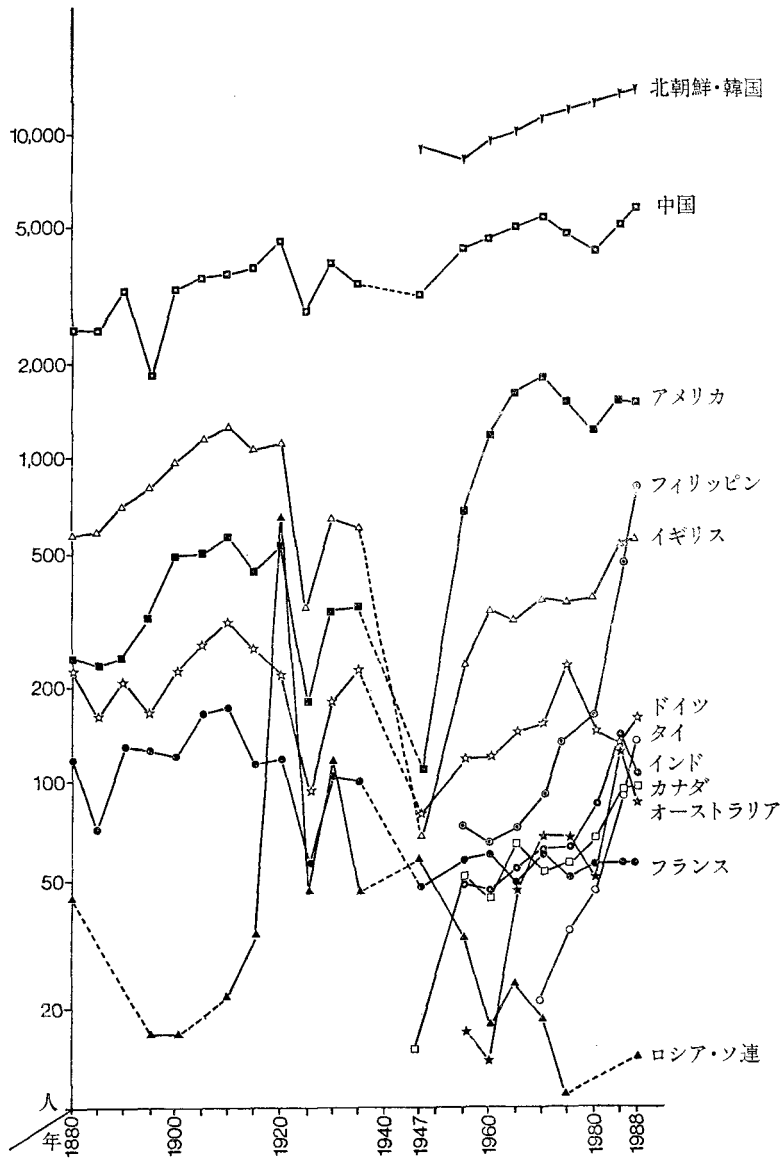


図1 横浜の外国人人口の推移
資料) 横浜市統計書等

用地は地形改変を幾度も重ねて整備されたことがわかる。

横浜貿易業務地区の構造を1885（明治15）年の時点で検討すると、外国人居留地（関内居留地）・山手居留地の2つからなり、それに対峙して、横浜に特設された日本人商業地区がある（図2）。日本人商業地区は居留地とは区別さ

れるが、わが国の商人が貿易の業務に関与し、その内部に主要な都市機能を配置した地区として度外視することはできない。

(1) 日本人商業地区の設定

横浜居留地の建設に当たり、幕府は1858（安政5）年には日本人商業地区¹⁵⁾を特設し、土地

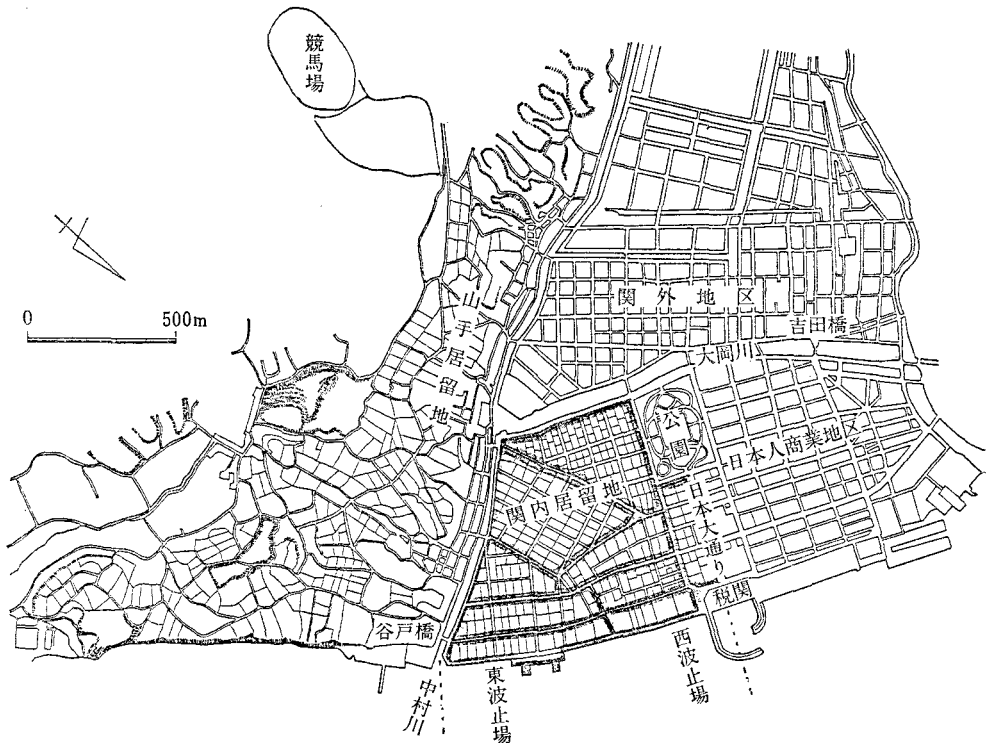


図2 横浜外国人居留地見取図(1885年)

と家屋の一部を整備したうえ、商人の誘致・移住計画をはかった。敷地は国費により造成され、地租の免除の特典が与えられた。1860(万延元)年には商家数100戸に達した。商人の出身地の約50%が江戸であり、神奈川、保土ヶ谷などがそれに次いだ。

商人は、とくに幕府が誘致した伝統的な門閥商人と、地方の各地から自由に参加し貿易業務を行なおうとする新興の商人との2つに分類される。前者の典型的な例としては、三井商店があげられる。三井商店は、貿易商人として生糸、絹製品を扱い、一方「外国方の御金御用達」を命じられ、幕府の支持のもとに貿易金融に従事した¹⁶⁾。

日本人商業地では、初期には貿易業務に不馴れた商人が外商に処する対策に腐心したが、1863～64年度には生糸の輸出額は1860～61年度の4倍にも達している¹⁷⁾。1867(慶応3)年頃

までには、生糸がわが国のもっとも主要な輸出品として定着し、信州・甲州・上州などの養蚕地帯を背景に活況を呈するようになった。

ここでは、貿易機能地区としての構造が熟したと見られる明治初期の日本人商業地区を検討する。資料として、1881(明治14)年時発行の「横浜商人録」¹⁸⁾を用いた。商人の業種は、内外の需要に応じる古道具商、米穀商、荒物商が比較的多いが、ここでは、貿易業務に関するもので、商人録の「売込引取商之部(Exporters and Importers)」の部門に限定した。

売込商¹⁹⁾は輸出業、引取商は輸入業を示すが、両者を兼ねるものを含め177事業所が記載されている。屋号には、信州屋、駿河屋、川崎屋、伊勢屋、米沢屋、遠州屋、肥前屋など出身地を示すものと、糸屋、綿屋、檜皮屋、石炭屋など業種を示すものがあり、町・地番を付している。初期には売込商に地方出身商人が、引取商

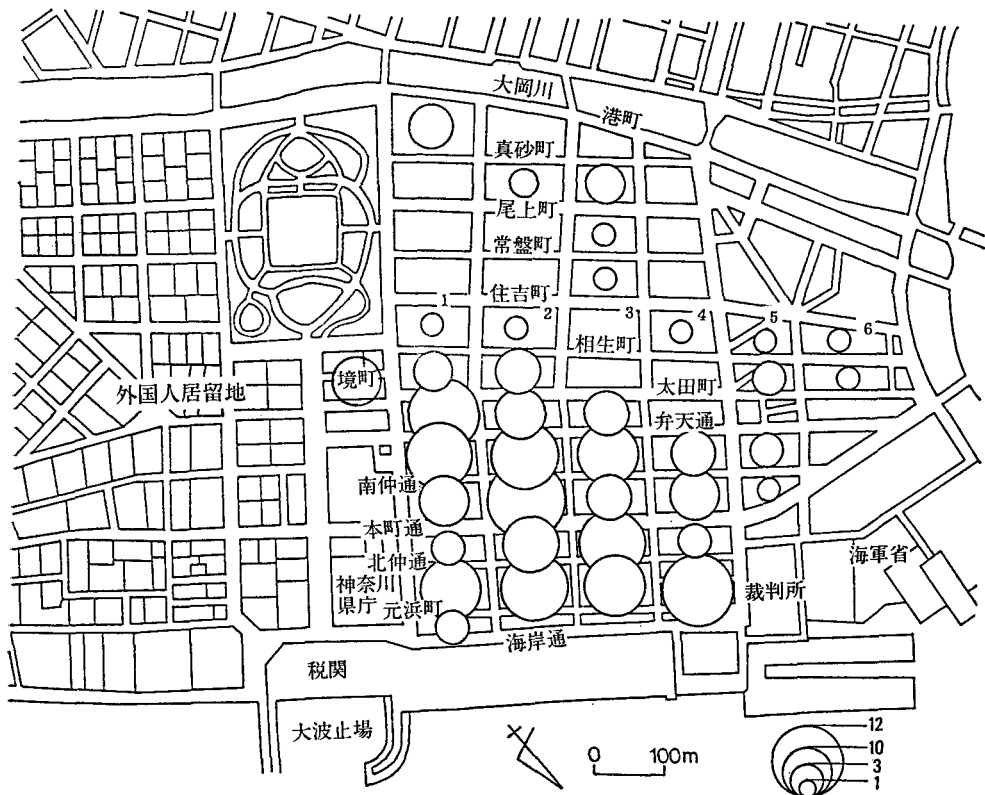


図3 日本人商業地区における貿易商の町丁別分布（1881年）

資料)『横浜商人録』大日本商人録社

に江戸出身商人が多かった。基本的には貿易の主導権は外国人にあり、外商と日本人との間の折衝は、業務に精通した中国人の買弁(Comprador)²⁰⁾に仲介させる場合が多かった。しかし実際には、交易上のトラブルを避けることは困難であった。

日本人商業地区は、北から海岸通・元浜町・北仲通・本町・南仲通・弁天通・太田町・相生町・住吉町・常盤町・尾上町・真砂町・港町にわたって東西の整然たる街路があり、中央部には、公園の南に境町がある(図3)。各街路は一丁目から六丁目に区分されている。海岸に接近した元浜町から背後の太田町付近までは商家の集積が多く、外国人居留地に接近する一〜三丁目に立地率が高い。中でも本町通は、外人地区のメインストリートの延長上にあり、それを挟

む北仲通、南仲通および弁天通に主要な貿易商の立地が見られる。また、海岸通には船舶・輸送機能の配置が進んだ。

貿易金融に関わる第一・第二国立銀行および第七十四銀行も、これらの中心の通りに1870年代から立地した。また、政府の一部出資による横浜正金銀行²¹⁾は、わが国最大の貿易専門の取引銀行として1879(明治12)年から1946(昭和21)年にいたるまで、この地区に存続した(表1)。

貿易業者のうち、明治前期の生糸輸出額において外商と肩を並べた「貿易商会」「同伸会社」(表2)は、直輸出を行ない、アメリカ、フランスなどに支店を構えた。また、日本人商人の組織として初期に発足した「商人会所」は、のちに町政機関の建物「町会所」の中に配置されたが、1880(明治13)年には横浜商法会議所²²⁾

表1 日本人商業地区の主要銀行

創立年次	銀行名	資本金(万円)	所在地
1874	第一国立銀行支店	150	本町通 5-72
1874	第二国立銀行	45	本町通 2-45
1876	三井銀行	250	元浜町 1-6
1877	第三銀行支店	30	弁天通 1-23
1879	横浜正金銀行	300	南仲町通 3-83
1881	横浜貯蓄銀行支店	—	南仲町通 2-7
1901	第七十四銀行	40	南仲村通 2-10

資料) 横浜商人録, 1881年 など

表2 日本人商業地区の主要会社

会社名	資本金(万円)	所在地
狭山会社支店	2	元浜町 3-22
三菱会社支店	—	海岸通 3
通産商會	—	北仲町 1-18
佐藤組出張所	—	本町通 1-19
香蘭社	—	本町通 1-20
大倉組支店	—	本町通 1-21
貿易商會	20	本町通 4-58
東京三井物産会社商會	—	本町通 4-60
横浜生糸検査所	—	本町通 6-84
厚積組	—	南仲通 2-21
藤田屋	20	南仲通 2-24
丸善商社支店	15	弁天通 2-28
丸善貿易会社支店	20	弁天通 2-28
製紙分社	30	太田町 6-94
共益社	—	尾上町 3-17
同伸会社	30	尾上町 6
扶桑商會	30	界町

資料) 横浜商人録, 1881年

の設立により, 商人の自治的な組織力を発揮するようになった。

以上の構造を持つ日本人商業地区は横浜特有のものであり, その設定の意図は, 幕府の対外政策として, 外商の居住空間が拡大するのを抑制することにあったことが窺われる。この地域の立地条件のよさに着眼し, 外国側は本町より岸までの地区を居留地用地に編入することを意図し, 第二回地所規則²³⁾(1864年)の第七条にその条項が持ち出されたが, この意図は幕府側の強い主張と相手側の事情²⁴⁾により, 第三回地

表3 横浜, 神戸の外国人人口と商社数(1885年)

	横浜		神戸	
	居留民(人)	商社数	居留民(人)	商社数
イギリス	582	53	228	24
アメリカ	228	31	48	10
フランス	109	13	16	2
ドイツ	160	18	54	11
オランダ	31	1	13	—
デンマーク	25	—	2	—
スイス	31	7	1	—
ポルトガル	20	—	19	2
中国	2487	25	554	41
ベルギー	4	—	—	—
イタリア	19	6	—	—
オーストリア・ハンガリー	11	1	2	—
スウェーデン・ノルウェー	16	—	6	—
ロシア	4	1	1	—
スペイン	5	—	2	—
計	3732	156	946	90

資料) イギリス領事報告, Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance., Yokohama and Kobe.

所規則において削除された事実がある。日本人商人地区での内外人の立地競争の激しさを示す事例である。

(2) 関内居留地とその主要機能

—1885年—

図2に示す関内居留地は, 外国人居留地であり, 外国人の貿易業務地区に該当する。「関内」とは, 居留地整備の目的で幕府が設けた関門の内側の空間である。開港の際, 幕府は居留地の周辺に掘割りを設け, そこに谷戸橋, 前田橋, 西の橋, および吉田橋などを架け, 関門を備えた。この関門の中で, 吉田橋が関外からの交通の中心であった。1871(明治4)年関門撤廃の後も, 「関内」の語は使用されている。

関内居留地の主要機能としては, 港湾, 税関などの港湾機能, 行政機能・公的機能としての領事館, 商工会議所のほか, 教会をあげることができる。

①港湾機能——初期の港湾計画はオランダ人技師に依頼されたが、資金難のため実現せず、イギリス人技師、H. S. パーマーの案を採択したものの、その着工は明治中期以後となった。この時期には、東波止場を外国貿易用、西波止場を国内貨物用に当てているが、まだ貿易の発展に見合った港湾建設には遅れをとって、本格的には1889（明治22）年の横浜港修築第一期工事をまたねばならなかった²⁵⁾。

税関は図2に示す位置に配置されていた。初期にはこれは「神奈川運上所」と呼ばれたが、1872年に横浜税関と改称している。

②行政機能、公的機能——自治行政は外国人居留地制度の原則であるが、1864（元治元）年、借家人会議の議決により、市参事会(Municipal Council)が自治行政を行なうこととなり、居留地内に強制力を持つ法規が制定され、その細則も公布された²⁶⁾。しかし、これらを実行する

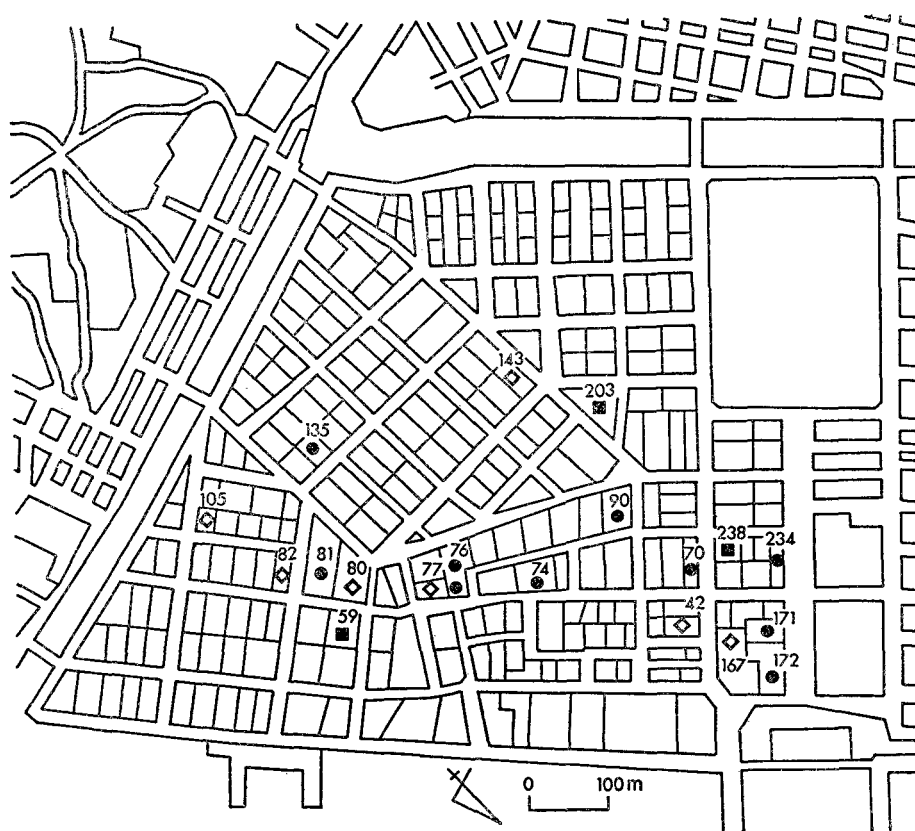


図4 横浜外国人居留地の公的機能、教会等の配置（1885年）

資料) JAPAN DIRECTORY for the year 1885, The Japan Gazette Co.

■公的機関 59. Chamber of Commerce, 203. Foreign Settlement Police, 238. Yokohama Fire Brigade

●領事館 70. ペルー, 74. フランス, 76. デンマーク, ポルトガル, 81. ドイツ, 90. スイス, 135. 中国, 171. ロシア, 172. イギリス, 234. アメリカ

◆教会・寺院等 42. American Bible Society, 77. National Bible Society of Scotland and London Religious Tract Society, 80. Roman Catholic Church, 82. Seamen's Mission, 105. Christ Church, 143. Chinese Temple, 167. Union Church

ための予算の不足，列国間の見解の相違，領事の権力との均衡の問題などにより，早くも1867（慶応3）年には，横浜居留地における自治行政権がわが国に返還された。この事実はまったく異例のことであり，神戸の場合とは対蹠的である。したがって，1885年には，この自治行政庁の位置は地図上に見当たらない。後述する商業会議所が居留民の意志を反映して，わが国との折衝に当たるようになった。

つぎに，公的機能として重要な領事館の位置を地図（図4）にプロットした。これを見ると，かつて領事館を早々に神奈川に置いたアメリカ，イギリスは，日本大通りに近い公的機能地区に立地し，イギリスは領事館用地所内に法廷を置いている。ロシアはその近くに立地しているが，居留民および商社の数は少ない。1885年には既に華商区が形成されているが，中国はその内部に領事館を置いている。フランス，デンマーク，ポルトガル，ドイツなどは，それぞれの商社立地の卓越する地区に配置している。

以上の領事館の配置から，アメリカ，イギリスは在留民の人口規模も大きく，当初から居留地運営に主導力を発揮しているため中心的な位置に立地し，他の国々は自国の居留民あるいは商社との近接位置に立地していることがわかる。

その他の公的施設としては商業会議所²⁷⁾（Chamber of Commerce）がある。自治行政権を返還した横浜で，日本商人との折衝，商館相互の連絡および，その他の商業上の問題について各国商人の利益の保護に当たり，その意見を代表するものとして機能した。1885年には59番館に位置し，W. B. ウォルターを主とし，その他七人の人員と秘書が配された。また居留地警察（Foreign Settlement Police）は中央に，消防署（Fire Brigade）は木造家屋の多い日本人地区に近接した所に立地している。

③教会，寺院等——日米通商条約では宗教に関する細密な規定²⁸⁾があり，信仰と礼拝所建設の自由とその保護に関する事項が記されている。外国人居留地は世界各地に分布するが，既に13世紀頃から，異教的な雰囲気のある北欧の都

市の外国人の居留した地域にはきわめて多くの教会が置かれ，宣教の中心となった²⁹⁾。ここでは，教会と商人との間は協力的，友好的であり，共通の宗教・文化の理解の上で，通商が円滑に進められた。わが国の外国人居留地も，彼らにとっては，異国の中にある伝統の強い社会に囲まれた一種の孤島にたとえられる空間であった。

どの居留地にも置かれたように，横浜居留地にも，すでに1861（文久元）年にローマン・カソリック教会が立地し，次いでプロテスタントの教会をはじめ，その他の宗教の寺院や，教会系列の学園などが矢継ぎ早に立地した。宗教機関は欧米文化の普及や教育に大きい役割を果たしている。この時期には，上陸した船員の礼拝する Seamen's 教会も82番館に位置を占めた。また華商地区では，華僑の礼拝や儀礼の場である関帝廟が立地し，宗教・文化・教育の分野で中心的役割を担っていた。

これらの宗教機関は各国人の集会の場でもあり，メインストリートに近接した位置を選定しているが，後に山手居留地の住宅地に移動したものもある。

④生糸輸出商社の立地——生糸は開港後の横浜の貿易で，当初から首位を占める重要な品目であった。1860（万延元）年上半期には，生糸は全輸出額のほぼ半ばを占めたが，1862（文久2）年から1863年には，中国の生糸市場を圧する勢いとなっている³⁰⁾。1885（慶応元）年のイ

表4 横浜における貿易額（1885年）

輸 出 (ポンド)		輸 入 (ポンド)	
絹	2,489,774	綿 製 品	1,026,519
茶	751,666	毛織・混紡	428,001
米	7,248	金 属	348,414
石 炭	28,412	灯 油	188,427
銅	196,054	砂 糖	661,756
乾 魚	109,049	雑 貨	1,111,358
雑 貨	596,084		
計	4,178,287		3,764,475

資料) イギリス領事報告, Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance.

表5 横浜の主要な生糸の輸出商社

順位	商社名	国名	地番	主要代理事業
1	Siber & Brennwald	スイス	90	The Helvetia Marine Insurance Co. of St. Gall
2	Bavier & Co.	スイス	(76)	The Norwich Union Fire Insurance Co.
3	Sieber-Waser	スイス	90-B	
4	Jardine, Matheson & Co.	イギリス	1	
5	Strachan & Thomas	イギリス	63	Northern Fire & Life Assurance Co.
6	Valmale, Schoene & Milsom	イギリス	177	Schweiz-Marine Insurance Co. of Zurich
7	貿易商会	日本	本町4	
8	Wilkin & Robison	イギリス	3	The Sun Fire Office
9	同伸会社	日本	尾上町6	
10	Walsh Hall & Co.	アメリカ	2	The Yangtsu Insurance Association, Ltd., of Shanghai
11	Kingdon, Schwabe & Co.	イギリス	193	The Phoenix Fire Insurance Co. of London
12	Hecht, Lilienthal & Co.	フランス	(8)	La Compagnie Lyonnaise d'Assurances Maritime
13	China & Japan Trading Co.	アメリカ	89	
14	Cornes & Co.	イギリス	50	Lloydes
15	P. Heinemann	ドイツ	198	China Traders' Insurance Co.
16	Reiss & Co	イギリス	(30)	
17	G. Bolmida	イタリア	(202)	
18	Mourilyan, Heimann & Co.	イギリス	35	China Fire Insurance Co. Ltd.
29	Fraser, Farley & Co.	イギリス	143	Boston Board of Underwriters
20	Ludwig & Co.	スイス	(166)	

注) 地番は1885年次, カッコ内地番は1879年次

資料) 斎藤多喜夫(1988): 外商側からみた明治前期の横浜生糸貿易, 横浜開港資料館紀要, 6号
JAPANESE DIRECTORY for Year 1879, 1885, JAPAN GAZETTE CO.

ギリス領事報告書²¹⁾によると, 絹の輸出額は全体の約60%を占め, 茶の18%をはるかに凌いでいる(表4)。

斎藤多喜夫²²⁾により報告された「外商側からみた明治前期の横浜生糸貿易」は, この時期の生糸商社の動向を客観的に確かめた論文として注目される。この成果を拝借して, 表5に示した明治前期の主要な外国商社の居留地内での空間的な立地状況を図5に表現すると, つぎのような諸点が明らかとなった。①明治前期の生糸取扱い高の上位10位以内の主要な外国商社のすべてが, 居留地中心部より北側の, 港と税関にアクセスのよい位置に優先的に立地している。②巨大商社のジャーディン・マセソン(イギリ

ス), ウォルシュ・ホール(アメリカ), ウィルキン・ロブソン(イギリス)は居留地1-3番館に集中立地している。それに対し, ③イギリス各社と肩を並べたスイスの商社は, それより背後の, スイス領事館に近接する位置に集中する傾向が見られる。

斎藤報告によると, 1967~85年の間の生糸輸出高はイギリス系商社によるものが最も多く, これを追いスイスの動きが目立っている。それに次いで, アメリカ, フランス, ドイツ, イタリアの順位となる。上位20社のうち, その過半はイギリス系商社が占めるが, 最上位3社はスイス系が占めている。

1885年にはアメリカ向け輸出高がヨーロッパ



図5 横浜の主要な生米の輸出商社の分布

注) 数字は地番, 商社名等は表5参照。

資料) 斎藤多喜夫(1988): 外商側からみた明治前期の横浜生米貿易, 横浜開港資料館紀要, 6号
 JAPANESE DIRECTORY for Year 1879, 1885, JAPAN GAZETTE CO.

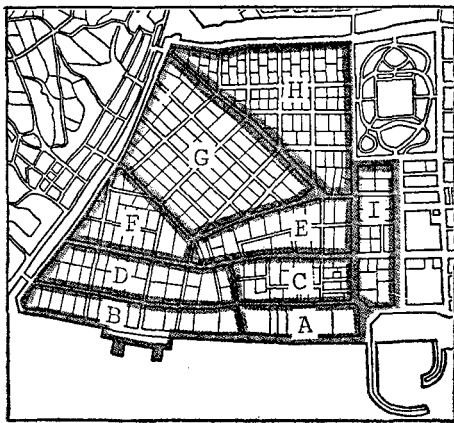
向けとほぼ同程度に近づいているが、ヨーロッパ系商社が欧州向けに特化するとは限らず、アメリカにも送り込んでいたようである。また、既にこの時期には日本の商社の「貿易商会」「同仲会社」「日本商会」「三井物産会社」などがニューヨーク支社を開き、直輸出に乗り出していたことが、ニューヨーク駐在領事館報告³⁹⁾に詳細に述べられている。これらの商社のうち、はじめの2社は、明治前期の輸出高が外国商社とならんで高い地位を占めている。

(3) 関内居留地の土地利用と機能分化

—1885年—

居留地は第三回地所規則³⁴⁾(1866年)に基づ

き整備を進め、1879年までに工事が完了している。この時期の土地利用を検討するため、資料として JAPAN DIRECTORY³⁵⁾を用いたが、併せて中国で発行された DIRECTORY³⁶⁾その他を参考とした。土地利用の分類は、商社(貿易業)、情報関連事務所、銀行、小売業・建設関連業務、ホテル・クラブ・サロン・レストランと劇場、倉庫・作業所、船舶(運輸)、公的機関、医師、住宅などとした。商社は中国などで活躍した資本力のある商社と、零細な資本により経営されたものとのに分類した。その際、資本や売り上げなどからの画定は容易ではないため、明治前期に生米輸出商社としてその貿易額の上位にあるものを大型商社とした。



- 商社
- ▨ 情報関連事務所
- 銀行
- 小売・製造所・建設関連業務
- ホテル
- ▲ クラブ・サロン・レストラン・劇場
- ▩ 倉庫・作業所
- △ 船舶（運輸）
- P 公的機関・学校
- M 医師
- R 住宅
- 記載欠

図6 横浜外国人居留地の土地利用（1885年）

A. 大型商社地区, B. 中枢的商社・金融地区, C. 商社・小売業地区, D. 商社（情報・金融卓越）地区, E. 公的機能・情報機能地区, F. 混合地区, G. 混合地区（華僑区）, H. 商社・倉庫地区, I. 公的機能地区
資料） JAPAN DIRECTORY for the year 1885, The Japan Gazette Co.

以上の手続きにより、図6を作成した結果、関内居留地内部は次のA～Iの同質地域に分類することができた。

A 大型商社地区 港湾・公的機能地区や日本人商人地区へのアクセスが最も有利な貿易業務地区で、一区画当たりの敷地面積が広い。居

留地番号一番には、わが国居留地で最大規模のイギリスの巨大総合商社、ジャーディン・マセソン (Jardine Matheson) 商会³⁷⁾ が開港後直ちに営業を始めた。同社は1番館のほか21, 22, 23番などの土地の利用も行なった。アメリカの大型商社ウォルシュ・ホール (Walsh Hall) 商会³⁸⁾ (2番) はこれと並立して定着した。この他に太平洋郵船会社³⁹⁾ (Pacific Mail Steamship Co.) (4番), パリ割引銀行 (Comptoir d'Escompte de Paris) (2番) などが、地の利のよい位置を選定している。

B 中枢的商社・金融地区 A地区につづき、海岸通りに面し、港に近い良好な位置を占めている。A地区に比べると一区画の面積は小さいが、この地区にはチャータード銀行⁴⁰⁾ (Chartered Bank of India, Australia, and China) (7番), ニューオリエンタル銀行⁴¹⁾ (New Oriental Bank Corporation) (11番) などイギリス系金融機関の立地が目立っている。上海で成功し横浜に支店を持つバタフィールド・アンド・スワイヤ (Butterfield & Swire) 商会⁴²⁾ (7番) は、茶貿易、米・砂糖の輸入のほか、保険・船舶などの代理事業を営んでいる。また、グランド・ホテル (20番) は商人の会合・商談にも用いられた。

C 商社・小売業地区 北はA地区に接し、南はメインストリートに面する。メインストリートに面した通りには約10の小売業 (洋服, 装身具, 印刷店など) や、小規模なホテル, サロンが立地する。この中には、イギリスの大型商社コーンズ (Cornes) 商会⁴³⁾ (50番) のほか、約23の中小の商社がある。この地区には、茶貿易会社所有の再製工場⁴⁴⁾ (Firing Godown) がある。広さは1000㎡ほどで、内部に炉を設け茶を乾燥させるもので、作業には日本人が当たり、中国人がこれを監督した。

D 商社 (情報・金融卓越) 地区 28番館を中心にジャパン・ヘラルド (Japan Herald) のオフィスがあり、同じ地番にケルリ (Kelly) 商会⁴⁵⁾ を通じてザ・ロンドン・アンド・チャイナ・エクスプレス (The London & China

Express), ザ・クロニクル・アンド・ディレクトリー (The Chronicle and Directory) などの新聞の取次販売のほか、日本に関する案内書が発刊された。

ホンコン本店を中心に上海に大規模な支店を持ち、租界交易の金融に大きな役割をもったホンコン・シャンハイ銀行⁴⁶⁾ (Hongkong Shanghai Banking Corporation) (62番) があり、商工会議所はこれに近接して立地した。帆船建造や機械の製造を行なったホイットフィールド (Whitfield) 横浜製鉄所⁴⁷⁾ (69番) もこの地区にある。ゲイエティ座⁴⁸⁾ (Gaiety Theatre) (69番) は居留地唯一の劇場である。

E 公的機能・情報機能地区 ここにはフランス, デンマーク, ポルトガル, ベルギー, スイスなどの領事館が立地する。また、茶の仕入, 再製, 包装を行なうとともに茶検査専門職のボーン (Bourne) 商会 (71番) もこの地区に立地する。情報関連のジャパン・ガゼット (Japan Gazette) 社, ジャパン・メール (Japan Mail) 社, ジャパン・デーリー (Japan Daily) 社などのオフィスもこの地区に立地し、貿易に関する事項や、世界の政治経済の動向に関する情報の供給の役割を分担していた。この地区には大型商社4, 中小規模の商社30が立地する。

F 混合地区⁴⁹⁾ ここは商社地域から華僑の地域への漸移地帯である。B地区, D地区などの商社機能の比較的純化した地域の背後にあり、入港船のペンキ塗り, 修理, 石炭の補給, 船舶用・家庭用家具などに関する手工業者が集積した。また、小規模なホテルやボーリング, サロンがあり、小売店も点在する。船員の礼拝するSeamen's Missionもある。石炭置場, 倉庫, 家具展示場などが混在し、居留地の貿易業務を補完する地域でもある。

ここでの大型商社としてはチャイナ・アンド・ジャパン・トレーディング (China and Japan Trading) 商会 (89番) がある。

G 混合地区 (華僑区)^{50,51)} この地区はかつての入海を埋立てた「横浜新田」(1818年完成) であった。1871 (明治4) 年の日清修好条

規以前から中国人は居留地に移入したが、特殊な技能を持っているために、とくに居住を許されていた。1869年に既に1,000人をこえた中国人のうち、約50%は居留地全域に分散居住していた。1873年にはこのG地区に中華会館が設けられ、関帝廟を中核として華僑の結束が強化されていた。

この地区では、大工、船大工、帆布製造、家具製造、鍛冶職、製靴、洋服、製菓などの職種が多い。また、ホテル、サロン、レストランなどの5つの店もある。名簿に「個人住居」と記された地番が多いが、そこには多くの華僑が住み、船舶に用品を届け、それを設置する作業員、買弁、絹の目利き(Public Silk Inspector)などの分野で活動し、居留地貿易に特殊技能をもって寄与した人々も少なくない。

H 商社・倉庫地区 この地区の北半部にはK. シュワップス(Kingdon Schwabs)商会(193番)、デラcamp・マグレガー(Delacamp = Macgregor)商会⁵²⁾(194番)、ハイネマン(P. Heinemann)商会(198番)、フレイザー(Frazer)商会(200番)、チャイナ・アンド・ジャパン・トレーディング(China and Japan Trading)商会(225番)など大型の商社が集中し、絹、茶の取引のほか、茶の再製工場をも営んだ。H地区南半の土地の大部分は絹の倉庫や工場(茶の再製)の利用にあてられ、背後の運河は品物の輸送にも用いられた。

I 公的機能地区 関内居留地の西端に位置し、日本大通りを中に日本人地区に面する位置にある。ここは居留地の中で最も多くの居留人口をもち、大型商社を駐留させたイギリスの領事館があり、同じ地番に法廷(H. B. M. Court)を備えている。アメリカ領事館およびロシア領事館も同地域に置かれている。消防署もこの地区に位置している。多くの集會が行なわれたと考えられるコンコルディア(Concordia)ホテルやクラブ・ジャーメニア(Club Germania)、多くのロッジを持つメイソニック・ホール(Masonic Hall)などが立地し、国際的な交流の場としての土地利用が行なわれている。一般の商

社の数は少ないが、茶の再製工場も配され、管理的機能に純化された地区とは認められない。

(4) 山手居留地の土地利用変化

山手居留地は、関内居留地の東の境界の、中村川を隔てた丘陵地である。ここは低湿な埋立造成地の関内に比べて高燥の緑地帯であるうえ、眺望がよいため、当初から居留民はそこへの外国人居留地の拡大を要望した。関内居留地が掘割りで囲まれた狭小な境域であるうえに、外国人の行動範囲も10里以内と限定されていたことも、その要求の原因の一つとなった。それは、業務地区の機能純化につれて、中心機能以外の諸機能が外縁へ分散する都市拡大のエコロジカルな動きのおこる時期でもあった。

すでに1861(文久元)年、山手地区にイギリス、フランス、アメリカなどが用地を要求したのを、幕府は検討のうえ容認した。これが山手地域への居留地用地の拡大の第一歩となった。

第2に、山手の土地利用の問題点は、外国の軍事基地の設定である。このおもな要因は1862~63(文久2~3)年の日本側の攘夷行動のエスカレートであり、居留地に対して与えた不安が、かねて軍隊の導入を企図していた一部の国の行動を誘った。1861年にイギリスが取得した海軍用地はその後海軍乗組員の駐屯所となり、1863年にはホンコンからの軍隊が、ここに駐屯した。1863年にはフランスが駐屯所や海軍用地を取得し、アフリカからの兵が上陸し、後に海浜隊を駐屯させた。このことが1864(元治元)年の長州・下関砲台の攻撃事件において、連合軍(イギリス・フランス・オランダ・アメリカ)の活動を有利にしたことはいうまでもない。この事件後、さらに軍事的施設の存続を希望した外国グループに対して、わが国の代表が、当初から軍事施設に対しての地代、家賃の取り立てを免除したうえで、軍の駐留に厳重に抗議する手続きをとり、1875(明治8)年には外国兵を全員引き上げさせることに成功した。

第3には、山手への住居の進出である。1862年に一般外国人への土地貸与を正式に発表した

ことが、住宅化のきっかけとなった。インドやホンコンなどのイギリスの各植民地では、居留民は高燥の地を取得して、そこに外人専用の居住区を形成するのが一般であった。横浜もその例を踏襲した要求であった。1862年以降は住居利用が進展の方向をたどり、1866（慶応2）年には、山手居留地の240番までの地番は大部分が借地人により、借り受けの手続きが完了している⁵³⁾。しかし、山手の本格的な整備、住宅化は明治政府の手によって進められた。

第4に、レクリエーション施設の拡大である。幅6m、長さ約9,000mの遊歩道が1866年に完成した。競馬場はイギリスがカルカッタ、コロンボ、シムラ、上海に設けたレース場のパターンを踏襲したもので⁵⁴⁾、根岸の土地を開発して設定した。これがわが国居留地のなかで、最大規模の競馬場となった。

第5に、住宅地の施設として、病院が設定され、学校・教会などは民族に適應したものがそれぞれの地域に配置された。墓所、屠殺場なども山手に整備された。

以上のような経過を経て、1885（明治18）年時には山手居留地としての形態が整った。山手地区の名簿、Bluff Directory を整理すると表6のような施設があった。

IV. 居留地立地による神戸市街地の構造変化

(1) 神戸居留地の設定

神戸外国人居留地の位置は、江戸時代における核心地で、内海交通の拠点として繁栄した港湾の町兵庫から約4km東に選定された⁵⁵⁾。既に人口が2万余に成長していた兵庫の市民との摩擦を憂慮したもので、旧湊川尻から旧生田川にかけての当時の都市縁辺部に開港場を建設することに決定した⁵⁶⁾。その位置の選定は、横浜が旧宿場町の神奈川を避けて、小寒村に新たに開港場を設けた事情と類似しているように見える。しかし実際には、どの居留地よりも江戸に近い横浜居留地が、江戸に容易には接近し得ない交通の不便な土地を選定し、掘割りの内側の関内に外国人居留地を閉じこめたのとは違っている。

表6 山手居留地の諸施設（1885年）

	地番	名 称
外国公館	16	イタリア
	17	〃
	179	ベルギー
	244A	オランダ
	244A	スウェーデン・ノルウェー
消防署	201	消防署 No.6
	60	〃 No.7
	239	〃 No.8
	241	〃 No.9
公園・会館	229	パブリック・ガーデン
	256	パブリック・ホール
墓 地	9	
	94	
	95	
病 院	62	横浜病院
	99	アメリカ病院
	115	イギリス海軍病院
倉庫類等	117	イギリス海軍用
	185	フランス海軍用
	182	フランス石炭置場
学校・教会等	43	ダラス・スクール
	64	バプティスト・セミナリー・スクール（神学校）
	178	フェリス・セミナリー
	241	ベイ・ビュウハウス・アカデミー
	83	ローマン・カソリック修道院
	212	アメリカン・ミッション・ホーム
工 場	77	ジェラルド・スティーム・タイル・マニュファクチュア（タイル）
	123	スプリング・ヴァレー・ブルワリー（ビール）
	83A	ヨコハマ・アイス・ワークス（製氷）

資料) Bluff Directory., 1885.

神戸の場合はそれに比べてかなり開放的であったといえよう。

神戸居留地は、東は生田川、西は鯉川、北は西国街道、南は海に面した一角に立地し、その造成工事は幕府が着工して、明治政府がこれを

完工している。初期には各所に柵門を設け、長州藩による警備が行なわれた⁵⁷⁾。その際、西国街道における外国人とのトラブルの発生を懸念して、日本人歩行者が山地を迂回する「徳川道⁵⁸⁾」を別に設けた。しかし、地形的には六甲山地南斜面の扇状地末端に設けた狭小な居留地

であることや、社会的には横浜開港後9年の歴史を経て、もはや横浜のような多国籍軍隊の駐留はなかった。

神戸居留地の地形は低湿地であり、氾濫常習の河川の被害が居留地に及ぶこともあった。そのため、居留民の要請により、1871（明治4）

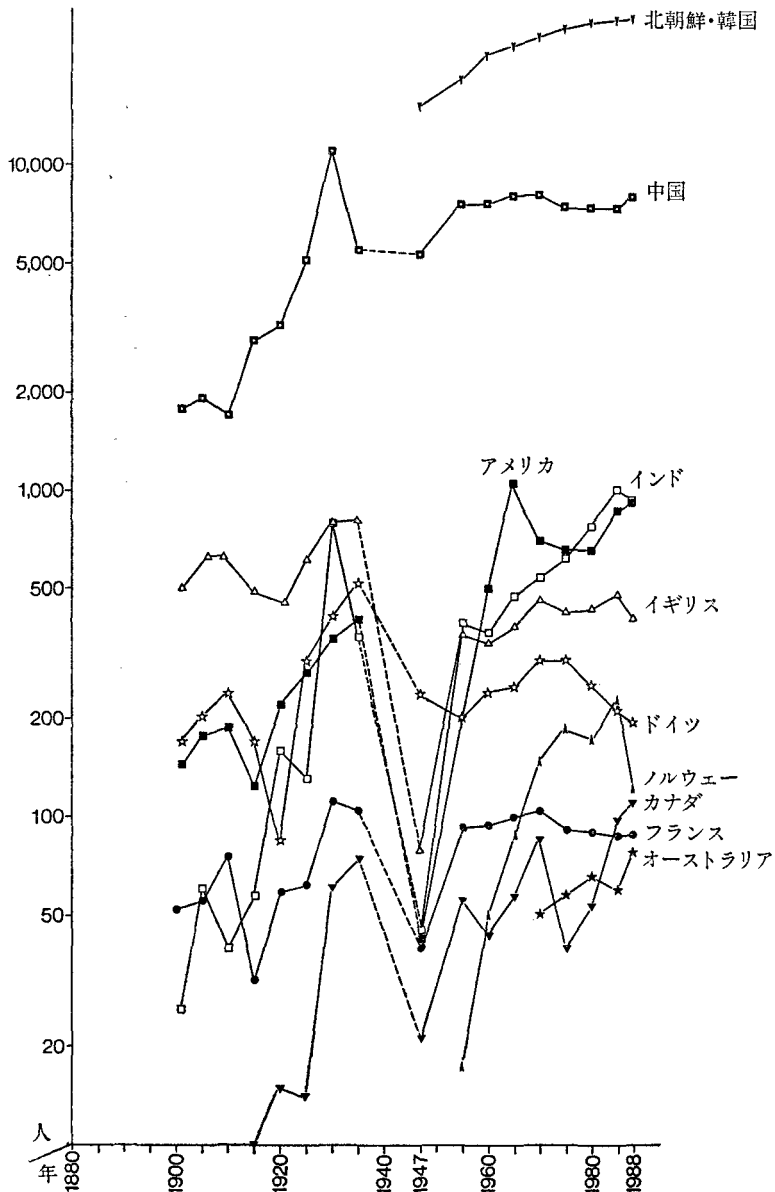


図7 神戸の外国人人口の推移
資料) 神戸市統計書

年には生田川を海岸部で約1km東に付け替える工事が完成した⁵⁹⁾。さらに30年後には、神戸港にも氾濫の影響を与える西の湊川の流路をさらに西に移す工事⁶⁰⁾が実施されるなど、開港後の港湾付近の整備には、神戸の自然に対して積極的な人工的改変が加えられた。この手法は、その後の都市形成にも大きな影響を与えている。

居留地の都市プランのため、上海の租界の配水設備、造船などに業績のあったイギリス人 J. W. ハート⁶¹⁾ (John William Hart) を迎え、近代的な居留地の地割り、下水管配置などが行なわれた。また、イギリス人 J. マーシャル⁶²⁾ (John Marshall) が初代神戸港長となり、その築港計画を県に提出するなど、初期から居留地形成に外国人との協力が見られる。横浜居留地の造成が、緊迫した内圧、外圧の中で幕府が事業を先制するかたちで進められたのとは対照的である。

居留地の土地は競買に付されたが、第一回(1868年)の競買に比べ最終の第四回(1873年)には、平均土地価格は約2.1倍に上昇した⁶³⁾。居留地での立地競争の激しさを示すものである。居留地解消後も多くの外国商社がここに立地し、わが国商社もそこに割り込むようになった。

(2) 居留地の内部構造——1885年——^{64), 65)}

①港湾機能——神戸港は大阪湾に望む泊地であるが、兵庫に見るような港の設備がなかったため、初期には神戸港運上所前波止場、西運上所前波止場、米領事館前波止場(メリケン波止場)、宇治川尻波止場の4カ所に、応急の波止場を設けた。本格的な港としての設備は、1871(明治4)年から数年間の改修工事や、1884年の棧橋造成時をまたねばならなかった。

②行政機能、公的機能——神戸居留地には自治行政機能を行使する居留地会議が組織された。その構成は居留民から選出された3人の行事で構成される常任委員会(The Standing Committee)と、各国領事、日本の代表(知事)とからなっていた。神戸のように領事団がこの種の会議に参加するのは、きわめて珍しい例とさ

れている⁶⁶⁾。その行政府(Hiogo Municipal Council)は図8に示すように、38番館に置かれた。警察署は取締(Police Force)⁶⁷⁾といい、居留民の自治機関として同じく38番館にあったが、居留地警察の任務は、会議の事務、公園の管理、居留地積立金の補完など広範にわたった。消防署(Fire Brigade)も同じ地番に置かれた。

以上のように神戸における居留地の公的機能は一つの核に集中し、1899(明治32)年の居留地廃止にいたるまで、継続して自治行政を継続している。横浜が早期に自治権を放棄したのときわめて対照的である。

次に兵庫・大阪商業会議所(Hiogo Osaka Chamber of Commerce)は外国人商人によって結成され、商人相互の利益を守るための活動を行政庁と同地番において展開した。これに対する日本の「兵庫商法会議所」⁶⁸⁾は、横浜に先立ち1878年に発足している。

③各国領事館——各国領事館は海岸通りに面した中央部に多く集中するが、背後地域にも立地した。この時期には海岸通りから背後中央の15番館⁶⁹⁾に移ったアメリカ領事館が見出される。神戸に領事館を置いた国は16カ国にも及んでいる。

④教会——既に1868(明治元)年にフランスの軍艦デュプレー号でカソリックのミサが行なわれ、その後1870年、居留地内の41番に礼拝堂をもった。これに対してプロテスタントの礼拝は1870年、集会所で行なわれ、1872年には37番に教会を建てた。教会の位置は、いずれも行政庁に近接している。その後教会は、早い時期に山手雑居地に移っている。

(3) 居留地の土地利用の特性——1885年——
居留地内部は126のロットに分割され、各ロットごとに地番を付している。1885年の各地番毎の土地利用を検討するために、横浜の場合とはほぼ同じ指標を用いて図9を作成した。

神戸の場合は、横浜のような明白な地域分化は図から読み取ることはできないが、次のよう



図8 神戸外国人居留地の公的機能、教会等の配置(1885年)

- 公的機関 38. Hiogo Municipal Council, Police Station, Free Brigade, Hiogo Osaka Chamber of Commerce
 - 領事館 5. ドイツ, イタリア, ロシア, スイス, 7. ハワイ, 9. イギリス, オーストリア, ハンガリー, フランス, スペイン, 14. ポルトガル, 15. アメリカ, 91. デンマーク, オランダ, スウェーデン, ノルウェー, 118. ベルギー
 - ◇教会等 37. Catholic Mission, 41. Catholic Mission School, 48. Union Protestant Church
- 資料) JAPAN DIRECTORY for the year 1885, The Japan Gazette Co.

な点に特色がある。

海岸に面した1~12番は、商館立地にもっとも有利な地域であるが、そこには2つの主要銀行であるホンコン・ジャンハイ銀行(2番)、ニュー・オリエンタル銀行(11番)が距離を置いて立地し、その間には主要国の領事館が置かれ、また大型商社のストレッチャン(Strachan)商会(1番)、コーンズ商会(7番)、P.ハイネマン商会(8番)、アーレンス(Ahrens)商会(10番)などが立地を競っている。背後にはM.ハイマン(M. Heimann)商会(33~35番)が貿易や商船会社代理事業を行なっている。隣接して製紙工場を神戸で経営したウォルシュ・

ホールが立地する。ドイツ系のデラcamp・マングレー商会(121番)は大型貿易会社の一つで、その建造物はイギリス人建築家ハンセルの設計によって建てられている。

居留地の背後北半部には倉庫が多いが、その大部分は「お茶場」と呼ばれた茶の再製工場である。横浜の輸出品の主位が生糸であったのに対し、神戸では茶の輸出が主流であった。1885(明治18)年時のイギリス領事報告⁷⁰⁾を見ても、茶の輸出額が第1位で全輸出額の約30%であり、絹は全輸出額の0.6%に過ぎない(表7)。

居留地内部には横浜と同様に、商談や会合に利用されたホテル、集会所などが設けられたが、



図9 神戸外国人居留地の土地利用(1885年)

資料) JAPAN DIRECTORY for the year 1885, The Japan Gazett Co.

表7 神戸、大阪における貿易額(1885年)

輸 出 (ポンド)		輸 入 (ポンド)	
茶	439,402	綿 製 品	623,301
銅	128,107	毛 織	165,191
乾 魚	85,751	金 属	167,723
石 炭	13,007	灯 油	131,935
絹	9,123	砂 糖	239,890
米	93,743	雑 貨	458,301
雑 貨	643,239		
計	1,412,372		1,786,341

資料) イギリス領事報告, Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance.

それらは、ヒョウゴ・ホテル (Hiogo Hotel) (6番)のほか、47番、79番、81番に設けられている。そのうち79番のクラブ・コンコルディア (Club Concordia) は居留地住人の有志からなる社交クラブで、コウベ・クラブと並ぶ主要な外人クラブである。

レクリエーションの場として競馬場が居留地東北に設けられ、「兵庫レース・クラブ」⁷¹⁾も

組織されたが、地形に制約されて、神戸では横浜山手のような大規模なものには発展しなかった。室内のゲーム場は上述のクラブの建物内に設けられたが、広い公園は1872年に居留地東に設定され、居留地行事局の管理下におかれた。

(4) 居留地の立地による都市の構造変化

神戸居留地がその居留地制度下にあったのは、1868~99年の約30年間である。居留地内部では多国籍の商社と居留民が、貿易業務を軸として自治行政を運営し、欧米様式の都市を形成したが、洋風建築の連続して立地する景観は、日本の中の外国そのものであった。

しかし、この都市は一つの貿易業務の核心となって、周囲にその機能を拡散させ、神戸の都市の構造にも多様な影響を与えた。この変化を観察することは、人間が恣意的に移植した外国のコミュニティが周辺の都市域にどのような影響を与え、構造変化をもたらすのか知る対象として興味深い。

① 雑居地の発生及びその土地利用変化

居留地の計画は整然と実施されたが、移入人口に規制を加えることが困難であったため、人口は増加し、土地建物の不足が最初から問題となった。すなわち、居留地造成が未完成の時期に来神した外国人の要望によって、居留地の外縁の宇治川以東の山麓斜面を中心に暫定的に日本人との雑居を許可した⁷²⁾。しかし、居留地造成完成時には126区は完売され、雑居者をそこに収容するのが困難となった。法規上、雑居を禁止すれば、居留地拡大の要請がおこるのを恐れた為政者は、外国人雑居を規制し得なかった。そのため、1875年に日本の民間人と契約した雑居地の地籍は約3.7万坪にも達した。雑居を許した地域は山手居留地(図10)のA地域と、居留地西側のB地域に分類される。その範囲は現

在の中央区西部、旧生田区に該当する⁷³⁾。

山手雑居地では、土地を入手した外国人が、高燥で展望のよい斜面の生活を楽しみ、各民族ごとに礼拝の場を設け、それに関連した学校施設を山手地域に創設する動きを見せた。カソリック教会、プロテスタント教会、ギリシャ正教会、回教寺院、中国関帝廟が矢継ぎ早に狭い地域に立地した。それらはそれ以後も存続し、新たに第二次大戦後はシーメンス・ミッションやインドのジャイナー寺院の立地が進んだ。

山手雑居地は、欧米人の住宅が、在来の住宅地に侵入するかたちで形成されたものである。この地域には、ルネッサンス様式を基本としたコロニアルスタイルの明治の建造物が日本人の住宅と混在し、山手と居留地との間は道路で結

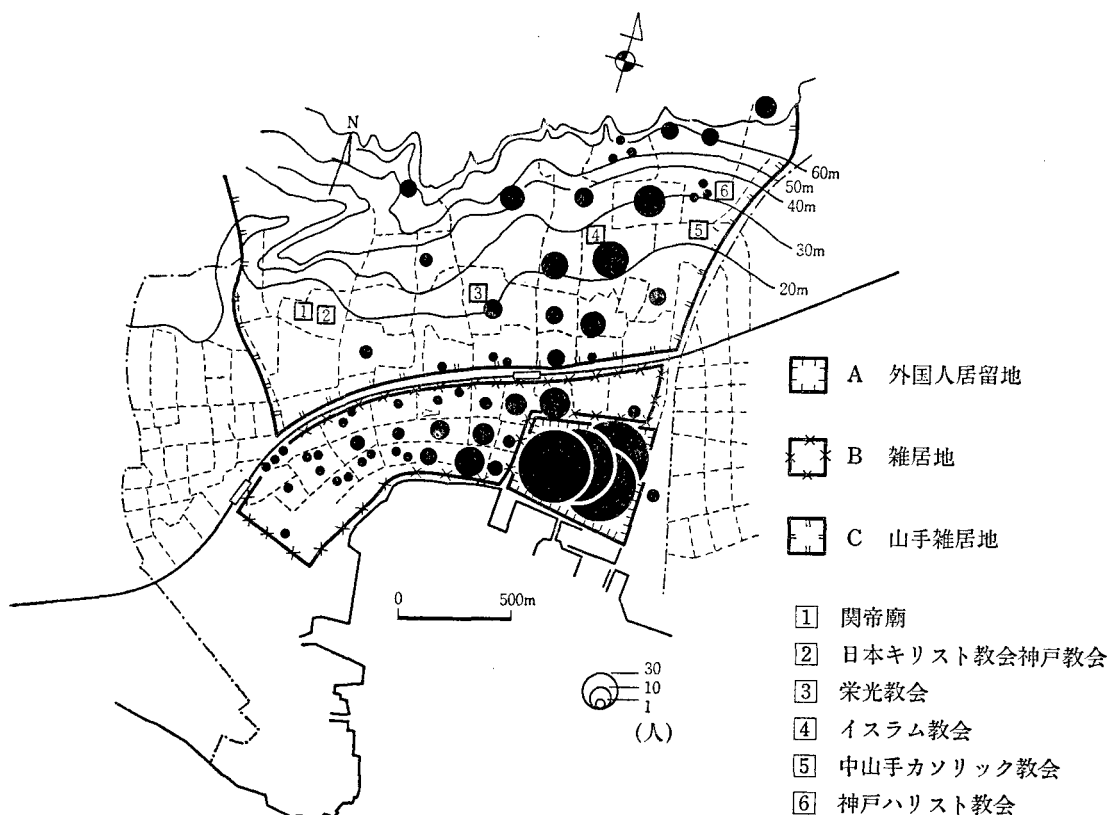


図10 神戸居留地と雑居地の外国人と教会の分布
資料) The Japan Directory for the year 1900.

ばれ、初期には馬車や人力車が用いられた。

②華商地区¹⁴⁾の形成

居留地西の鉄道以南の雑居地は、山手と違い、土地の商業的利用が早く進行している。居留地により近い地域では、土地取得ができなかった外国商社が明治初期に立地し始めた。Japan Directory には、そこは Division Street として記載されている。

華僑は長崎や上海から神戸に移動したものが多く、1868(明治元)年には早くも240人、1878年には554人と記録され、在神外国人の半数以上を占めるようになった。中国は非条約国であったため、華僑に対しては籍牌と呼ばれる登録手続きを行ない、雑居地に居住することが合法化された。

華僑には、買弁として居留地内に居住し日本商人との貿易仲介を行なうもの、商社を営み海産物・砂糖・マッチなどのほか石鹼・雑貨の取引を行なうものなどがあつた。貿易相手国は中国、東南アジア、アメリカなどで、中国との

貿易では日本における中心的地位を保っていた。華僑の商社は公司または洋行と呼ばれた。また居留地に近い露地には、朝市を中心に小売を営んだ人々によって現在の南京町の原形が生まれた。南京町は横浜に比べてその規模は小さいが、現在再建されて存続している。その他、両替商・理髪業・洋服縫製・ペンキ塗装などを営むグループがあつた。

中国人は出身地別、職業別にそれぞれ親和と扶助のための団体組織を持ち、大型商人に成長するものも多かった。1887年の関帝廟の創建、1892年の中華会館の建設から、学校の設立を行なうなどの事業を進め、神戸都心地域の形成に国際性を与えた。

③居留地西側の商業機能の集積

横浜では日本人商業区が、居留地貿易機能地区と競合して特設された。神戸では、幕府のそのような意図は、都市計画に組み入れられることはなかった。居留地設定の時期は、内外からの圧力が一応鎮静し、居留地経営に幕府や明治

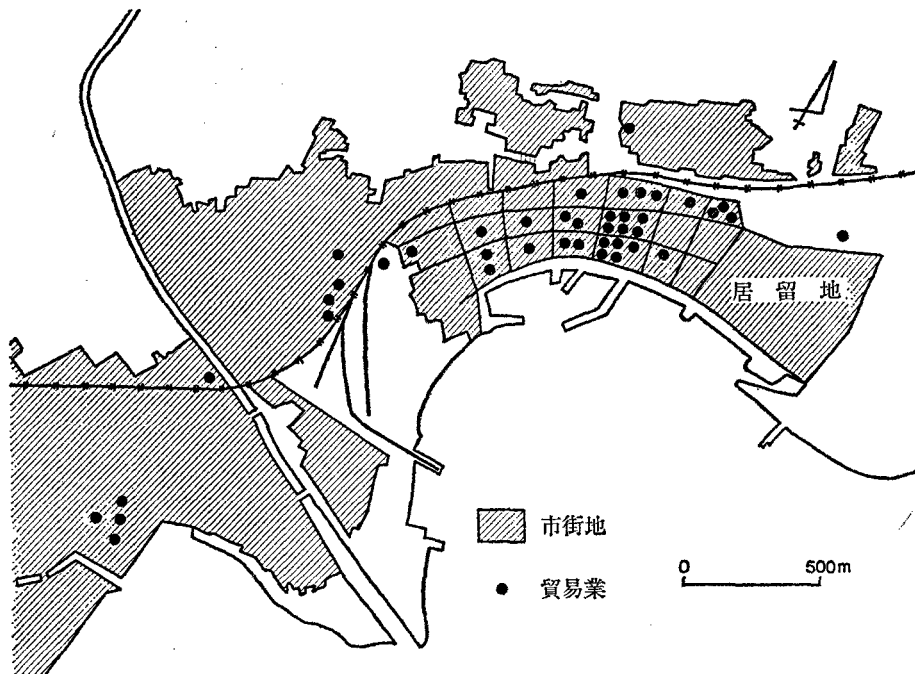


図11 神戸の日本貿易業の分布(1881年)

資料) 垣貫与祐(1882):『豪商神兵庫の魁』熊谷久栄堂

政府の介入がそれほど強力に行なわれなかったからである。

居留地成立後の日本商人の動きを考察するために、貿易に関する業務を営む事業所を、1882（明治15）年の商社名簿「豪商新兵湊の魁」⁷⁵⁾を基本として抽出し、図11に表した。そこには、茶の貿易商・茶箱商・石炭問屋・生糸商のほか、洋銀売買商・貿易商と記されたものがあり、主として居留地西の雑居地に集中立地している。より居留地に接近して外商との接触を得ようとするものが多いのに対し、歴史的核地の兵庫は、既に貿易機能の集心性を失っていた。そのため、兵庫を中心にそこに根をおろした業種は米の輸出業に限られ、日本米穀輸出会社、勝木商店などのみである。

東への貿易商の集積が継続的に進行する様相は、長期にわたる観察が要求される。1919（大正8）年の貿易業、卸売業、金融業、不動産業、飲食・慰楽業、小売業などの都心的業務の資本の蓄積を地域別に考察してみると、兵庫を上まわって神戸が上位を占め、さらに居留地東側の

旧暮合区への中心機能の集積と資本力の拡大が認められる。また、県庁、市役所をはじめ主要銀行、商工会議所、デパート、新聞社などの位置の動きを見ると、明治以後は旧歴史核兵庫から神戸駅付近に集積したのも、次第に居留地、あるいはその周辺に移動している（図12）。この現象は、旧居留地を中心に神戸の主要な港湾機能が整備され、港湾都市の重心が次第に東に移動したことを示すものである。

一般に都心地区の地価は他のどの地区よりも最高のレベルを示すが、神戸外国人居留地は明治初期の競売の時期には、すでに市域で最高の地価レベルを示していた。限定された貿易業務地区内の土地を外国人に競売するという特殊な条件下の現象であった。しかし居留地制度解消後も、長期にわたり、都心機能の諸要素が居留地を含む三宮地区にむけて集積度を高め、1960年代には都心機能の一核集中により、三宮地区が全市の最高地価レベルの地区となった⁷⁶⁾。

④居留地外縁の製造所立地と市街地の構造変化

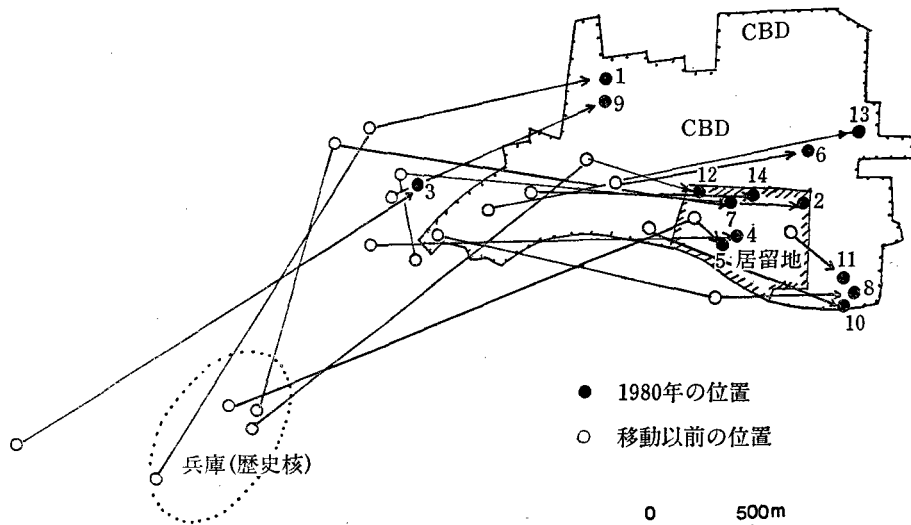


図12 神戸市の公的機能、事業所等の推移

1. 兵庫県庁, 2. 神戸市役所, 3. 神戸地方裁判所, 4. 日本銀行神戸支店, 5. 六十五銀行一太陽神戸銀行, 6. 横浜正金銀行神戸支店一東京銀行, 7. 米会所一神戸取引所, 8. 神戸商工会議所, 9. 県警本部, 10. 通商産業省神戸事務所, 11. 神戸貿易協会, 12. 大丸百貨店, 13. 神戸新聞社, 14. 朝日新聞社

表8 神戸の明治初期の外国系製造所

創業年	経営者	会社名	所在地	事業内容など
1868	E. C. Kirby	Kobe Iron Works	小野浜 (居留地東)	上海、横浜を経て来神、機械の輸入を行なった。ハーガン等と共同で造船工場を開いた。1895年まで海軍造船所として使用された。
1874	H. S. J. Brown	Hyogo Gas Co.	小野浜 (居留地東)	内外共同事業としてのガスの工場を経営、のち、神戸ガスから大阪ガスに併合した。
1874	Walsh Hall	Japan Paper Making Co.	三宮町 (居留地北)	機械をアメリカから購入、蒸気力を用い、紙の原料に藁・ボロを用いた。外人技師のもとに約200人の労働者を雇った。明治末、三菱製紙に経営を任せられた。
1874	F. H. Hunter	範多商会	大阪安治川尻	上海、横浜を経て来神、キルビー商会から独立。機械、鉱石の輸入業を営んだ。1881年に大阪鉄工所を開所、造船を行なう。1936年、現在の日立造船所にその経営が移った。
1884	A. C. Sim	A. C. Sim Co.	居留地 18番	薬品、石鹼の輸入業を営む。炭酸水を用い、ラムネ水を製造。びんはイギリスから輸入した。
1909	G. Millward	Dunlop Rubber Do. (Far East)	脇浜 (居留地東)	イギリス・ダンロップの支所として、タイヤ、チューブを製造。神戸のゴム工業の発達に大きな役割を果たした。1963年、住友ゴムにその資本が移った。住友ゴムは1980年代には、イギリス、ドイツ、フランスのダンロップ系会社の経営によって、ヨーロッパのゴム工業の再建にのり出している。

1870年代からの外国商社が試みた工場の建設は、西欧資本主義のもとで居留地の外側に開発を進め、それらの多くは日本人労働力の供給によって成立した。そのため、近郊の農村から開港場周辺に、ひきつづきおびただしい人口の流入がおこった。初期の茶貿易の盛況は、居留地内部に多くの茶再製工場を立地させ、日本の低賃金労働力を吸収したが、工場は徐々に外縁にも拡大している。1879年にM. ハイマン (Mourilyan Heiman) 商会が居留地にオフィスを持ち、その西側雑居地に製茶工場を配置したのは、その一例である。

輸出産業の一つ、マッチ工業は1870年代に成立したが、居留地から距離を置いた、低賃金労働力⁷⁾の得られる西の外縁部に立地した。手作業を主とする「都市形成的でない都市労働力」⁷⁾によって支えられ、1902 (明治35) 年の時点で、14歳以下の子どもの労働力が60%近くを占めてい

た。生産されたマッチの主要な取引商社は、明治末の時点では華商17社⁷⁾によって掌握され、その他は日本、欧米、インド系の貿易商によって占められた。

その他の外国商社による外縁部の製造所の立地は、表8に示す通りである。

居留地の外縁への製造所の拡散とともに、地域住民によって輸出産業を補完するような、資材や梱包用品の製造所、輸送関連企業などは、居留地の外の兵庫、葺合の両区に次々と立地した。一般に外縁部の小規模な企業では、資本蓄積の機会に恵まれないものが多い。したがって、住・商・工の機能の混在する工場と住宅の区別のつかない企業集団をつくり、居留地貿易業務の純化が進むにつれて、居留地外縁は、諸機能の混在する混合地帯を形成するようになった。そこは、1980年代の再開発事業にいたるまで、中心市街地のなかでもっとも困難な都市の問題

を内蔵する地域であった。

V. むすび

本稿では、幕末、明治にわが国に設定された外国人居留地7地区の中から、東北日本では横浜、西南日本では神戸を対象として、その構造について検討した。

各国の開港を迫る外圧に対して、幕府は神奈川宿から、さらに交通の不便な海浜の埋立地、横浜を選び、神奈川を希望する列国の要求をかわして敏速に工事を進めた。その都市計画は、鎖国政策下に経営された長崎出島の構想を、そこに如実に反映させることになった。居留地の拡大を極力防ぐために、掘割りを設けて「関内」に外商を閉じこめるプランがそれであった。

関内居留地内では商社が立地を競い、生糸取扱商社が骨子となった。自治行政府・各国領事館・商工会議所・教会などは居留地の主要要素であるが、自治行政は比較的早期に放棄された。

1885(明治18)年時の関内居留地の土地利用を検討すると、9つの同質地域に分類できる。貿易機能地区として、各分化地区が互いに機能していたことが把握できる。

山手居留地は、居住・レクリエーションの土地利用が主で、一時の軍事用地は平和的利用に変化した。

外国人居留地に対応する日本の商業地区はわが国の特設によるもので、居留地貿易を補完したが、ここにも明治政府の中央指導型がよく反映している。横浜の中心業務地区は日本人商業地区を母体として発展した。

これに対して、開港が横浜より約9年の後に実現した神戸の居留地は、横浜に比べれば開放的であった。列国の協力で自治行政権は1899年まで存続した。西南日本の居留地神戸の地位は、日本全体の居留地システムの中では横浜のそれに従属するものであったが、中国との交易では神戸が優位にあった。横浜の主要な商社は神戸にも立地し、茶の貿易が主となった。日本人商業地区は特設せず、都市の成長とともに、商店、銀行のほか、行政までが旧核心から居留地を含

む東の貿易業務の地区の求心力にひかれて移転し、現在の都心形成の要因となった。

初期の、外国人による製造所の居留地東部外縁への立地が、都心周辺の混合地帯形成のインパクトとなった。この混合地帯はさらに東に拡大し、第二次大戦後の都市更新事業の対象地となった。

横浜、神戸の居留地制度下で阿片交易の強要を免れたことは、軍用の土地利用の排除とともに、わが国の二大貿易港の健全な発展の基礎的な要因となった。

(立命館大学非常勤)

〔注〕

- 1) 横浜市(1990):『横浜市史』2巻, 162~165頁。
- 2) 加藤祐三(1974):上海略史(松本重治『上海時代(上)』中公新書), 310~325頁。
- 3) 村田誠治編(1898):『神戸開港三十年史』乾, 中外書房, 580頁。
- 4) King, A. D. (1990): *Urbanism, Colonialism, and the World-Economy: Cultural and Spatial Foundations of the World Urban System*, Routledge, 185 p.
- 5) 東亜研究所(1942):『支那に於ける外国行政地域の慣行調査報告書』三秀社, 53~59頁。
- 6) 前掲 1), 744~769頁。
- 7) 第一回地所規則の第九条が、上海における第二回土地章程の第十条を、そのまま踏襲したものである。居留地制度の横浜における理想をここに反映させたものである。前掲 1), 744~752頁。
- 8) 角山 栄(1982):『茶の世界史』中公新書, 142~149頁。
- 9) 領事の本国に送った貿易・国勢などに関する報告書は、外交文書とは区別される領事通商報告といわれるもので、イギリス・フランス・アメリカ・ドイツ・ベルギーなどとならんで、日本の海外からの領事報告も1881年頃から組織的に行なわれた。
- 10) 日米通商条約において、アメリカ領事 J. T. ハリスは阿片輸入を厳禁する項目を入れるよう強調している。前掲 1), 133~140頁。
- 11) 加藤祐三(1983):幕末開国考一特に安政条約

- のアヘン禁輸条項を中心にして一、横浜開港資料館紀要、1号、5～38頁。
- 12) 1868年、外国人商業会議所が生糸の品質低下をわが国に申し入れた。生糸売込商人は品質向上対策のため、33人よりなる生糸改会社を設立した。
- 13) 前掲 1), 195～219頁。
- 14) 開港以前の横浜村の地図中に、開港後の変化を朱を以て加筆している。横浜図書館所蔵。
- 15) 石井 孝(1988):『港都横浜の誕生』有隣新書、45～66頁。
- 16) 前掲 1), 677～697頁。
- 17) 前掲 1), 378頁、第33表による。
- 18) 大日本商人録社(1881):『横浜商人録』、28～30頁。
- 19) 売込商は荷主の依頼を受けて集荷した品を、外商に持ち込み、手数料を受け取る仲介商業を行った。
- 20) 買舟の起源は、ポルトガル人とインド人の接触の時代に遡る。中国の租界では通訳・商取引の仲介者であり、治外法権をもつ特権者であった。日本に渡来した買舟は、租界での経験者が多かった。
- 21) 前掲 1), 3巻上、665～688頁。
- 22) 創立百周年記念事業編(1981):『横浜商工会議所百年史』横浜商工会議所、1022頁。
- 23) 前掲 1), 841～855頁。
- 24) イギリス公使は、この条約締結後、本国からの召還を受けて離日し、この七条は実施の機会を失った。
- 25) 横浜市(1981):『港町・横浜の都市形成史』企画部調整局、35頁。
- 26) 前掲 1), 855頁。
- 27) 前掲 15), 221～222頁。
- 28) 在日米国人は信仰と礼拝所の建設の自由をもつこと、また日本社寺に対しても非礼を行わないことなどを規定している。
- 29) 高橋 理(1989):中世初期における北・東ヨーロッパの宣教事情、弘前大学教養学部文化紀要、1～83頁。
- 30) 前掲 15), 101頁、第3表による。
- 31) *Diplomatic and Consular Reports on Trade and Finance. Trade of Kanagawa in 1885. Her Majesty's Stationary Office.*
- 32) 斎藤多喜夫(1988):外商側からみた明治前期の横浜生糸貿易、横浜開港資料館紀要(横浜開港資料館)、6号、1～20頁。
- 33) 前掲 21), 639頁の表による。
- 34) 第二回地所規則の不備の点を補い、さらに居留地の諸施設の整備と、その土地問題などに言及している。
- 35) Japan Gazette 社(1885年時居留地70番)によって出版された在留外国商社等の名簿。
- 36) Cartwright, H. A. (1908): 'Shanghai' (Arnold, W.: *Twentieth Century Impressions of Hongkong, Shanghai and Treaty ports of China*. Lloyd's Greater Britain Publishing Company Ltd.) pp.368-658.
- 37) 石井寛治(1988):『近代日本とイギリス資本、ジャーディンマセソン商会を中心に』東京大学出版会、424頁。
- 38) 上海・横浜・神戸において商社を経営したアメリカの商社。1885年には横浜2番館に立地。神戸では、兄弟の協力による製紙工場を経営した。
- 39) 居留地時代、上海・横浜・神戸・長崎などとサンフランシスコを結ぶ航路を開いた船会社。
- 40) 1853年ロンドンで創設、主として東南アジアを中心に活躍、後1862年スタンダードバンクを開設した。1880年に日本最初の支店を横浜に開き、1895年神戸に支所を置いた。
- 41) 1845年ロンドンに創設、1861年横浜支店、1870年神戸支店を開設。1869年には外国人技師の雇用任免権をもった。日本の造幣局設立にも協力した。1884年ニューオリエンタルバンクに改称、1893年に閉店。
- 42) 1867年、J. S. スワイヤーと、R. S. バターフィールドとの協力会社を中国で創設。横浜、神戸に進出。貿易業務のほか、貨物航路、保険業務の代理店を経営した。現在も日本に存続する。
- 43) 1861年、F. コーンズとW. アスピナルとの協力によるアスピナル・コーンズ商会を設立。1861年横浜で商社経営、1868年神戸支店を開いた。1873年にコーンズ商会と改称。
- 44) 茶の湿気を除くための石造平家の施設。高温の作業場で、1870年頃には約2,000人の労働者が働いた。
- 45) イギリス人ケルリーが1875年、横浜に創設。外国書籍輸入・文具・新聞・出版・印刷を経営。上海・ホンコンにも店舗をもった。

- 46) 1864年ホンコンで創設。同年、上海・ロンドンで開店。上海では全中国系銀行のなかで中核的地位をもった。1867年横浜、1870年神戸に進出した。
- 47) 1861年、横浜でオランダ人が創設した造船所のあとを受け、1866年、イギリス人J.ウィットフィールドとP.ドーンソンの協力によって創設された会社。洋式帆船、潜水具の製造・販売を行った。
- 48) 1870年、ロンドンの著名な劇場「ゲイティ」の名を横浜の居留地内の劇場に名づけたのはヘットであった。後に山手に移った。
- 49) 都市成長の途上で、都心から軽工業やビジネスが侵入し、人口の集中する地域で、土地利用は商・工・住が混合する。横浜居留地のF・Gの地域は、住機能が山手地区に転移した後も、貿易の中心的機能を補完するような軽工業・小売・倉庫・住宅の混合する地域であったと認められる。
- 50) 山下清海 (1979)：『横浜中華街在留中国人の生活様式』人文地理、31—4、33～48頁。
- 51) 斯波義信 (1981)：『明治期日本来住華僑について』社会経済史学、47—4、407～421頁。
- 52) ハンブルク出身、明治初期に来日。貿易のほか保険の代理事業を経営。神戸の同社の建造物は著名なイギリス人、ハンセルの設計になるものであったが、現在その遺構はない。
- 53) 小寺 篤 (1980)：『横浜山手変遷史』山手資料館、174～193頁。
- 54) 飯塚キヨ (1985)：『植民都市の空間形成』大明堂、382頁。
- 55) 落合重信 (1975)：『神戸の歴史』後藤書店、136頁。
- 56) 鳥居幸雄 (1982)：『神戸港 1500 年』海文堂、172～173頁。
- 57) 神戸市 (1908)：『神戸開港三十年史』乾、中外印刷、270頁。
- 58) 名生昭雄 (1975)：『徳川道史料』歴史と神戸、14—4、2～30頁。
- 59) 前掲 57)、434～437頁。
- 60) 前掲 57)、坤、193～202頁。
- 61) イギリス土木学会会員。19世紀半ばから、ベルギー、上海、神戸、長崎などで、鉄道事業、造船、水道の技師として活躍した。殊に「上海水道会社」の技師として取水場の設計に大きく貢献した。
- 62) 西川光一 (1982)：『神戸港の歴史』冬 鶴 房、155頁。
- 63) 前掲 57)、328～356頁。
- 64) 土居晴夫 (1975)：『神戸外国人居留地略史』歴史と神戸、14—5、2～38頁。
- 65) 堀 博・小出石史郎共訳、土居晴夫解説(1980)：『ジャパン・クロニクル紙、ジュビリーナンバー、外国人居留地』のじぎく文庫、309頁。
- 66) 山田郁子 (1983)：『神戸外国人居留地—自治行政権の考察』歴史と神戸、22—1、14～30頁。
- 67) 草山 巖 (1987)：『居留地警察の系譜』歴史と神戸、26—1、16～29頁。
- 68) 神戸貿易協会 (1968)：『神戸貿易協会史』神戸出版印刷、106～110頁。
- 69) 坂本勝比古 (1965)：『明治の異人館』朝日新聞社。写真190～194。旧神戸外国人居留地内で現存する明治時代唯一の建造物。
- 70) この時期の領事報告では、神戸と大阪の貿易額を集計したものを記載しているが、その比率は、輸出において神戸がかなりの率を占めていたものと考えられる。
- 71) Williams, H. S. の回想録『The Kobe Club』7頁に初期のレース場について記されている。
- 72) 前掲 57)、420～423頁。
- 73) 藤岡ひろ子 (1983)：『神戸の中心市街地』大明堂、41～47頁。
- 74) 神戸大学社会学研究会 (1990)：『神戸の華僑社会学雑誌』7、1～119頁。
- 75) 垣貫与祐 (1882)：『豪商神兵湊の魁』熊谷久栄堂。
- 76) 神戸市 (1973)：『コミュニティカルテ (灘区)』1—8、1—9。
- 77) 前掲 73)、143頁。
- 78) 板倉勝高 (1972)：『都市の工業と村落の工業』大明堂、9頁。
- 79) 赤松啓介 (1980)：『神戸財界開拓者傳』太陽出版、498頁。

〔付記〕

この小論は、第34回 歴史地理学会大会（日本大学）において報告したものに補正・加筆したものである。研究途上ひとかたならぬ御導きを頂きました故富岡儀八先生（大阪商業大学）に心よりの御礼を申し上げ、先生の御冥福をお祈りいたします。

また、京都教育大学の香川貴志先生の御力添えに対し、感謝の意を表します。

STRUCTURE OF FOREIGN SETTLEMENTS : YOKOHAMA AND KOBE

Hiroko FUJIOKA

The object of this article is to examine the structure of the foreign settlements of Yokohama and Kobe.

Seven foreign settlements were established in Japan from the end of the Tokugawa Shogunate to the beginning of the Meiji era. From these seven settlements, Yokohama and Kobe, were selected as representative of the northeastern and southwestern part of Japan, respectively.

Against foreign countries, which pressed the Japanese government to open trading ports and hoped that Kanagawa would be one of these, Bakufu chose Yokohama as the prime site and hastily constructed it. Yokohama was seaside reclaimed land where traffic was far more inconvenient than in Kanagawa. The urban planning followed that of Dejima of Nagasaki, the only trading port during the Edo period of national isolation. To prevent expansion of the settlement, the plan was to imprison foreign traders in "Kannai" by preparing surrounding canals.

In the Kannai settlement, foreign trading firms competed with each other and the principal businesses were related to silk trading. The autonomous administration, consulates, the chamber of commerce, and churches were the main elements of the foreign settlement, but the autonomy was abandoned rather early.

In examining land utilization in 1885, we find that the settlement was divided into nine well defined functional districts. Each district is found to have functioned in different aspects of trading.

The land use of the Yamate settlement was mainly for residence and recreation. There were once some lots used for military purposes, but they were converted to peaceful usage.

A region for Japanese traders, specially prepared by the government to encourage them to compete with foreign traders, functioned to complement trade in the settlement. This preparation reveals that the structure of the foreign settlement was completed under the guidance of the Meiji central government.

In the case of Kobe, its establishment as a trading port was nine years later than Yokohama and its settlement had a rather open character. Autonomy continued until 1899 under the cooperation of each foreign country. The status of the foreign settlement of Kobe in the southwestern part of Japan was rather subordinate compared to Yokohama, but the trade with China was superior in Kobe. Many principal firms of Yokohama, primarily tea traders, located branch offices in Kobe. The region for Japanese traders was not especially regulated and many Japanese firms, such as merchants, banks, and even administrative establishments, moved from the former core of the city to the

area of import and export, which was in the eastern part of the city including the foreign settlement. This movement was the main factor in the process of the building up of the present city core.

The location of manufacturing establishments by foreigners in the peripheral area of the settlement gave impact to the building up of mixed utilization of the area surrounding the city core.

Under the system of foreign settlements in Yokohama and Kobe, the trade of opium was able to be avoided due to foreign enforcement. This fact and the exclusion of military land use, were fundamental factors in the sound development of Yokohama and Kobe, the two largest trading ports in Japan.